

8月18日

市民の皆様、事業者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止にご協力いただき、ありがとうございます。

また、医療の最前線で働く保健医療機関の皆様のご尽力に、心より感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に罹患された方につきましては、お見舞い申し上げますとともに、一日も早い回復をお祈り申し上げます。

さて、宮城県においては、県内における新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、8月12日に県独自の緊急事態宣言を発表し、感染拡大防止に取り組んできたところですが、連日、県内のみならず全国的に多数の新規感染者が確認されており、予断を許さない状況が続いています。

こうしたことから、国においては、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の実施区域を大幅に拡大し、宮城県については8月20日から9月12日までの間、「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」の適用が決定されました。

これを受け、宮城県においては、仙台市内の飲食店に対し、まん延防止等重点措置期間において、酒類の提供を終日停止するとともに、営業時間を午後8時までとする要請を行い、さらに、仙台市を除く県内全域の飲食店に対しては、酒類の提供を午後7時まで、営業時間を午後8時までとする要請を行いました。

事業者の皆様におかれましては、この要請について御理解と御協力をお願いいたしますとともに、市民の皆様にあっても、要請に反し営業を行っている場所に出入りすることのないよう、御協力をお願いいたします。

新型コロナウイルスのワクチン接種が進んできており、ワクチン接種の効果により発症予防や重症化予防が期待できますが、感染予防についてはまだ確認されていませんので、ワクチン接種後においても感染対策は必要です。

新規感染者を増やさないよう、皆様一人ひとりが「新しい生活様式」の実践・定着を取り入れた暮らし方、徹底した感染予防を意識していただき、感染拡大防止に力を合わせて取り組んでいく必要がありますので、どうか御理解と御協力をお願いいたします。

なお、「お持ち帰り」や「出前・配達」は要請の対象外となっています。

まちの「元気」につなげるため、市内飲食店からの「お持ち帰り」や「出前・配達」を積極的に御利用いただきますよう、多くの皆様の御協力をお願いします。

多賀城市長 深谷 晃祐